

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和元年8月19日

太宰府市監査委員 吉野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

記

第1 監査の概要

1 監査の対象及び範囲

(1) 対象部局等

総務部	総務課、経営企画課、文書情報課、管財課、防災安全課、地域コミュニティ課
市民生活部	市民課、税務課、納税課、環境課、人権政策課、国保年金課
健康福祉部	福祉課、生活支援課、高齢者支援課、保育児童課（ごじょう保育所）、元気づくり課（子育て支援センター）
都市整備部	都市計画課、建設課、上下水道課、上下水道施設課
観光経済部	観光推進課、国際・交流課、産業振興課
教育部	社会教育課、学校教育課、文化財課、文化学習課（中央公民館、市民図書館）、スポーツ課
議会事務局	議事課
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
会計課	

(2) 範囲

- ① 平成30年度における財務及び事務の執行状況
- ② その他事務事業の執行状況

2 監査の方法

今回の監査は、予算の執行、契約、財産管理等財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点に留意しつつ、監査調書及び関係諸帳簿等を審査するとともに、必要に応じて所

属長及び関係職員から事情聴取を行った。

3 監査の期間

令和元年6月25日から令和元年8月7日まで

第2 監査の結果

財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行った、その他の指導・助言についても併せて改善を図られたい。

1 個別事項

(1) 国際交流協会について（国際・交流課）

国際交流協会については、公益財団法人として活動しているものの、その職員は協会から任用された嘱託職員1名であることから、国際・交流課の職員が事務取扱の辞令を受け、協会の大部分の業務を行っている。

一方、国際・交流課も課長以下職員4名の組織であることから、課の業務の大きな割合を協会の業務で占めており、市職員が行っている業務が協会の業務なのか、市が行うべき業務であるか、さらにはその監督責任が協会にあるのか市にあるのか明確にする必要がある。

協会の独自性がより発揮され、行政ではできない自由な発想による交流事業の実施など公益法人として協会を設立するメリットを最大限活用される必要がある。

また、市の業務と協会の業務が明確でない場合、監査や議会のチェックが行き届きにくくなる恐れがあるものとする。

さらに、協会の業務に市職員が従事することについて、市と協会の間に法的な手続きがない中で業務を行うことは問題があるものと思われる。法的な整理を行い市職員が従事するのか、人件費も含めて補助を行うことで協会の独立性を高めるのか、協会が果たす役割を整理し、適切な処置を取られたい。

(2) 太宰府市農業生産組織組合について（産業振興課）

太宰府市農業生産組織組合は、市より5万円の補助を受け、事務局を太宰府市役所農政担当課に置くものとして、産業振興課で事務を執り行っている。

しかしながら、その活動は、市の事業である「ふるさと水と土保全対策事業（花いっぱい運動）」が主なものとなっており、組合が本来目的とする活動がなされておらず、形骸化した組織となっている。

花いっぱい運動の受け皿となっているということであるが、農業生産組織組合の本来の存立意義を整理し、補助金や事務局の必要性について見直しを行われたい。

(3) 地域水田農業推進協議会に対する補助金について（産業振興課）

太宰府市地域水田農業推進協議会は、都市近郊農業の特性を生かした作物振興、水田利用及び担い手の育成を図ることを目的とし、附属機関として平成 15 年に設置された。

その後、経営所得安定対策等推進事業を遂行するうえで、事業の実施主体として農業関係団体の代表者等で組織する協議会等を設置する必要性が生じたことから、既存の「太宰府市地域水田農業推進協議会」にその役割を追加し、同協議会に補助金 27 万円が交付された。

しかし、附属機関は、地方自治法において、その所管する事項について調停、審査、諮問又は調査等を行う機関とされており、事業の実施主体として補助金を交付することは適切ではないと思われる。

経営所得安定対策等推進事業補助要綱等について調査を行い、適切な事務処理を図られたい。

(4) 「小学校における給食及び食育の充実のための調査・研究」事業補助金について（学校教育課）

「小学校における給食及び食育の充実のための調査・研究」事業補助金については、学校給食における児童及び生徒の心身の健全な発達及び食に関する指導の充実を図るため、太宰府市学校給食会が行う小学校給食の調査・研究に係る事業、「お弁当の日」の推進事業、その他調査・研究に係る事業等に対して、527 万円交付された。

本調査・研究により、食育と品質を維持するためのコストに係る試算の結果を確認し、令和元年度の小学校給食食材費補助金予算の計上に至った。

しかしながら、太宰府市学校給食会から提出された事業実績報告書には、調査・研究の結果、判断された部分が記載されていなかった。

提出された事業実績報告書では、収支報告もなく、事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを確認できない。交付すべき補助金の額を確定する根拠となるものであることから、適切な補助金事務の執行に努められたい。

(5) 修繕料に係る契約事務について（文化財課）

国分二丁目 14 地内法面補修他 7 件の修繕に関する契約について、修繕関係は全て 1 社より見積書を徴した後、支払処理を行っており、随意契約執行伺や請書等の契約事務が実施されていなかった。

太宰府市随意契約運用基準によると随意契約を行うときは、この運用基準に基づき判断し、根拠条文、業者を選定した理由を明確に整理し、決裁を受けるものとされている。

また、同運用基準では、1 件当たり 50 万円以下の物品修理契約については、随意契約を適用することができ、さらに 1 件の契約金額が 5 万円未満のときは、1 人からの見積りのみで処理できるが、それ以外は 2 人以上の者から見積書を徴取

しなければならないとされている。

ただし、緊急に履行しなければならない業務であって、競争に付する時間的な余裕がない場合は、1人からの見積りのみで処理できるとされている。

修繕だからと言って、全ての物品修理契約を緊急に履行しなければならない業務ではない。

このように随意契約の実施にあたっては、根拠条文や業者選定理由（特に1人からの見積りで業者選定する場合は、その理由）を明確に整理しておく必要があり、市民に対する説明責任を担保する意味においても、文書にて、その決裁状況を保管しておく必要があるものとする。

さらに、太宰府市契約規則第25条第1項において、50万円未満の物品修理契約は、契約書の作成を省略できるとされているが、同条第2項では、契約の適正な履行を確保するために必要があると認めるときは、請書を当該契約の相手方に提出させなければならないとされている。

物品修理の場合、物品を購入する場合と異なり、どこまで修理をするのか契約者双方の認識が必ずしも合致しているか分かりにくい場合もあることから、適正な履行を確保するために請書を作成しておくことが望ましいと考えられる。

担当課におかれては、随意契約を実施するにあたって、関係規則や運用基準を参照され、適切な事務を行われたい。

(6) 契約保証金の納付について（上下水道施設課）

地方自治法施行令第167条の16及び契約規則第26条において、普通地方公共団体は契約を締結する者に契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならないと規定されている。

本市は契約規則第24条第5項に基づき標準となる契約書の書式を定め、その契約書の約款第4条において、契約保証金は契約の締結と同時に納付することとなっている。

しかしながら、「下水道ストックマネジメント第30-1 調査業務委託契約」については、増額変更契約に係る契約保証金が検査完了後に納付されていた。今後は、納付遅れが生じないように改善されたい。

第3 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にしていただきたく意見を申し上げる。

各所管課が行う随意契約の執行において、「契約書を締結すべきところを請書でまかせていた」、「契約保証金が工事完了後に納付されていた」、「修繕料の契約事務が全くなされずに支出されていた」等の事務処理が適正にされていない事例が散見された。また、工事請負契約において、随意契約を締結後すぐに変更契約をして、入札を行うべき基準である130万円以上の契約金額となっていた事例が複数回見られ、変更契約理由は理解できるものの、市民の疑惑を招きかねない状況も見られた。

契約規則の運用を所管している管財課は、平成31年4月23日付で管財課長通知

を出しているが、その履行状況を確認するためにも各所管課が行う随意契約の事務が適正に執行されているか抽出チェック等を行うなど運用管理に努められたい。

併せて、随意契約の情報を公開し、市内事業者が参加しやすい制度を導入するなど随意契約の競争性を担保することで、市民に対する説明責任を図るとともに随意契約における各所管課の執行状況を把握され、必要に応じて運用基準の見直しを行うなど事務処理の軽減を図られたい。